別添

平成３１年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項

１　市町村教育委員会における採択の基準について

（１）　小学校及び義務教育学校前期課程（以下、小学校とする。）の平成３１年度使用教科用図書については、「特別の教科　道徳」（以下、道徳とする。）及び、学校教育法附則第９条の規定による特別支援学級における教科用図書を除き、平成３１年度使用教科用図書採択替えのための新たな図書の検定申請が文部科学省になされなかったことから、小学校の平成３１年度使用教科用図書の採択については、次のとおりとする。

①　平成３１年度使用教科用図書について、再度調査研究を行う場合の採択基準を次のとおりとする。

ア　採択地区の教育的諸条件を勘案し、地域や児童の実態に応じて最も適切な教科用図書を採択すること。

イ　府教育委員会が平成２６年度に提示した小学校教科用図書選定資料を活用すること。

ウ　２以上の町村を併せた地域で構成された採択地区（以下「共同採択地区」という。）の関係町村教育委員会が採択する場合には、２（１）に定める教科用図書採択地区協議会運営要領によること。

エ　１市１採択地区（以下「単独採択地区」という。）の教育委員会が採択する場合には、２（２）に定める教科用図書選定委員会運営要領によること。

②　採択にあたっては、４年間の使用実績を踏まえつつ、平成２６年度の調査研究の内容等を活用することができること。

（２）　小学校の道徳については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１４条、同法施行令第１５条第２項及び第３項の規定により、平成３０年度使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないこと。また、同法施行規則第６条の規定により、新たに採択する必要が生じたときは、平成２９年度の採択基準に準じて行うこと。

（３）　中学校及び義務教育学校後期課程（以下、中学校とする。）の平成３１年度使用教科用図書については、道徳及び、学校教育法附則第９条の規定による特別支援学級における教科用図書を除き、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１４条、同法施行令第１５条第１項の規定により、平成３０年度使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないこと。また、同法施行規則第６条の規定により、新たに採択する必要が生じたときは、平成２７年度の採択基準に準じて行うこと。

なお、道徳の採択基準は次のとおりとする。

ア　採択地区の教育的諸条件を勘案し、地域や生徒の実態に応じて最も適切な教科用図書を採択すること。

イ　府教育委員会が別に提示する中学校教科用図書選定資料（道徳）を活用すること。

ウ　共同採択地区の関係町村教育委員会が採択する場合には、２（１）に定める教科用図書採択地

区協議会運営要領によること。

エ　単独採択地区の教育委員会が採択する場合には、２（２）に定める教科用図書選定委員会運営要領によること。

（４）　学校教育法附則第９条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）を採択する場合の基準を次のとおりとする。

ア　児童・生徒の障がいや発達の状況を考慮し、最も適切な教科用図書を採択すること。

イ　文部科学省の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。その際、府教育委員会が平成２６年度に提示した小学校教科用図書選定資料並びに平成２９年度に提示した小学校教科用図書選定資料（道徳）及び、府教育委員会が平成２７年度に提示した中学校教科用図書選定資料並びに別に提示する中学校教科用図書選定資料（道徳）を参考にすること。また、これら以外の一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合には、府教育委員会が平成２９年度に提示した附則第９条関係教科用図書選定資料を活用すること。

２　採択地区協議会並びに選定委員会運営要領について

（１）教科用図書採択地区協議会運営要領

共同採択地区内の関係町村教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１３条第４項の規定により教科用図書採択地区協議会（以下「協議会」という。）を設置し、協議により定めた規約のほか、次の要領によって運営すること。

ア　協議会は教科用図書の調査及び研究を行い、関係町村教育委員会の諮問に応じて答申すること。

イ　協議会の会議において必要な場合には、府教育庁職員の指導・助言を求めることができる。

ウ　専門的な調査検討を行うため、調査員を置くこと。

エ　調査員は、関係町村教育委員会の事務局職員並びに所管する小・中学校の校長・教員のうちから、当該教科についてすぐれた専門的知識を有する者を委嘱・任命すること。

オ　調査員の数は、協議会が種目ごとに定めること。

カ　調査員は、採択が適正に行われるために、府教育委員会が別に提示する中学校教科用図書選定資料（道徳）、また、小学校用教科用図書について再度調査研究を行う場合は、府教育委員会が平成２６年度に提示した小学校教科用図書選定資料を活用し必要な調査検討を行い、適切な資料を「キ」による調査研究委員会又は協議会に報告すること。

キ　協議会は、調査員の作成資料を整理検討するため、必要に応じ調査研究委員会を設けることができる。

ク　調査研究委員会は、調査員、小・中学校の校長・教員、教育委員会の事務局職員のうちから、協議会が委嘱した委員で組織すること。なお、府教育庁職員の助言を求めることができる。

ケ　調査研究委員会は、教科用図書の選定に関する意見を協議会に具申すること。

コ　協議会の委員、調査員、調査研究委員会の構成員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しない者であること。なお、別紙様式１による誓約書を所属の教育委員会に提出させること。

サ　平成３１年度に使用する教科用図書の採択に関する学校及び教科等研究会の意見については、

校長又は研究会の代表者を通じ、資料を付して、それぞれの所属する教育委員会または協議会に申し出ることができるものとすること。

（２）教科用図書選定委員会運営要領

単独採択地区の教育委員会は、教科用図書選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、次の要領によって運営すること。

ア　委員会は、教科用図書の調査及び研究を行い、教育委員会の諮問に応じて答申すること。

イ　委員会は、教育委員会が教育委員会事務局職員、管内義務教育諸学校の校長・教員、市立の小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者のうちから任命又は委嘱した委員をもって組織すること。

ウ　委員会の会議において必要な場合には、府教育庁職員の助言を求めることができる。

エ　委員会は、専門的な調査検討を行うため、調査員を置くこと。

オ　教育委員会は、事務局職員並びに所管する小・中学校の校長・教員のうち、当該教科についてすぐれた専門的知識を有する者を調査員に委嘱・任命すること。

カ　調査員の数は、委員会が種目ごとに定めること。

キ　調査員は、採択が適正に行われるために、府教育委員会が別に提示する中学校教科用図書選定資料（道徳）、また、小学校用教科用図書について再度調査研究を行う場合は、府教育委員会が平成２６年度に提示した小学校教科用図書選定資料を活用し必要な調査検討を行い、適切な資料を委員会に報告すること。

ク　委員会の委員、調査員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しない者であること。

なお、別紙様式２による誓約書を提出させること。

ケ　平成３１年度に使用する教科用図書の採択に関する学校及び教科等研究会の意見については、校長又は研究会の代表者を通じ、資料を付して、教育委員会または委員会に申し出ることができるものとすること。

コ　委員会及び調査研究に要する経費については、教育委員会が負担すること。

３　国立・私立学校における採択について

（１）　小学校の平成３１年度使用教科用図書の採択については、道徳及び一般図書（特別支援学校・学級用）を除き、平成３１年度使用教科用図書採択替えのための新たな図書の検定申請が文部科学省になされなかったことから、府教育委員会が平成２６年度に提示した小学校教科用図書選定資料を活用すること。また、４年間の使用実績を踏まえつつ、平成２６年度の調査研究の内容等を活用することができること。

道徳については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１４条、同法施行令第１５条第２項及び第３項の規定により、平成３０年度使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないこと。なお、同法施行規則第６条の規定により、新たに採択する必要が生じたときは、平成２９年度の採択基準に準じて行うこと。ただし、学校教育法施行規則第５０条第２項の規定により、道徳に代えて宗教を教育課程に編成する私立の小学校の場合は、道徳の教科書の採択を行う必要はないこと。

（２）　中学校の平成３１年度使用教科用図書については、道徳及び一般図書（特別支援学校・学級用）を除き、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１４条、同法施行令第１５条第１項の規定により、平成３０年度使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないこと。また、同法施行規則第６条の規定により、新たに採択する必要が生じたときは、平成２７年度の採択基準に準じて行うこと。

道徳の採択については、府教育委員会が別に提示する中学校教科用図書選定資料（道徳）を活用すること。ただし、学校教育法施行規則第５０条第２項の規定により、道徳に代えて宗教を教育課程に編成する私立の中学校の場合は、道徳の教科書の採択を行う必要はないこと。

（３）　一般図書（特別支援学校・学級用）の採択については、文部科学省の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。

その際、小学校については、府教育委員会が平成２６年度に提示した小学校教科用図書選定資料並びに平成２９年度に提示した小学校教科用図書選定資料（道徳）を、中学校については、府教育委員会が平成２７年度に提示した中学校教科用図書選定資料並びに別に提示する中学校教科用図書選定資料（道徳）を参考にすること。また、これら以外の一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合には、府教育委員会が平成２９年度に提示した附則第９条関係教科用図書選定資料を活用すること。

４　府立の義務教育諸学校における選定について

（１）　府立中学校における平成３１年度使用教科用図書については、道徳を除き、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１４条、同法施行令第１５条第１項の規定により、平成３０年度使用教科用図書と同一の教科書を選定しなければならないこと。また、同法施行規則第６条の規定により、新たに選定する必要が生じたときは、平成２８年度の選定基準に準じて行うこと。

なお、道徳の選定基準は、次のとおりとする。

ア　教育の目標及び教育課程編成の方針を踏まえ、地域や生徒の実態に応じて最も適切な教科用図書を選定すること。

イ　選定にあたっては、府教育委員会が別に提示する中学校教科用図書選定資料（道徳）を活用すること。

（２）　府立支援学校の小・中学部における選定についての基準を、次のとおりとする。

ア　児童・生徒の障がいや発達の状況を考慮し、最も適切な教科用図書を選定すること。

イ　障がいを有する児童・生徒の教育に当たっては、同一の学習集団において同一の教科用図書を使用するのが望ましいので、このことに留意して選定すること。

ウ　一般図書（特別支援学校・学級用）の選定にあたっては、文部科学省の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮すること。その際、府教育委員会が平成２６年度に提示した小学校教科用図書選定資料並びに平成２９年度に提示した学校教科用図書選定資料（道徳）及び、府教育委員会が平成２７年度に提示した中学校教科用図書選定資料並びに別に提示する中学校教科用図書選定資料（道徳）参考にすること。また、これら以外の一般図書（特別

支援学校・学級用）を選定する場合には、府教育委員会が平成２９年度に提示した附則第９条関係教科用図書選定資料を活用すること。

５　採択の公正確保について

（１）　採択の適正を期するため、静ひつな採択環境を確保し、宣伝活動等に影響されることなく、自主的な調査研究により公正な採択を行うこと。

（２）　平成３０年度においては、小学校用教科書、中学校用教科書の検定が行われることとなるため、申請受理種目及び期間を確認の上、教科書発行者との関係に特に留意すること。

（別紙様式１）

○　○　教育委員会　様

職

氏　名　　印

わたくしは、○○地区義務教育諸学校教科用図書採択地区協議会規約第○条第○項に規定されている教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者でないことを誓約します。

平成　　年　　月　　日

（別紙様式２）

○　○　教育委員会　様

職

氏　名　　印

わたくしは、○○市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則第○条第○項に規定されている教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者でないことを誓約します。

平成　　年　　月　　日